

消費生活情報

新型コロナウイルス関連の消費者トラブル

今年になって新型コロナウイルスが猛威を振るい、現在も油断できない状況です。今回は、これに関連した消費者トラブルや便乗詐欺の事例を紹介します。

相談事例

①箱入りの使い捨てマスクが届いたが、家族は誰も注文していない。請求書はないが、どうすべきか。
 ②役所の職員を名乗る男から「□□ナの特助助成金を振り込むので銀行と口座番号を教えてほしい」との電話に応じ、伝えた。
 ③結婚式を予定していたが、参加者が感染すると困るため、式の3カ月前に解約した。しかし業者から50%のキャンセル料を請求された。

アドバイス

①は一方的に商品を送り付けて、後日支払いを請求する送り付け商法の事例で

消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター
 (☎43-7106)
 ※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木
 ・金曜日10時～12時、
 13時～16時
 ※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館での消費生活出張相談もあります。詳しくは、府中市消費生活センターへお問い合わせください。

す。この場合、代金を支払う義務はなく、業者に連絡する必要はありません。商品が送られてきた日から、14日間が経過したときは処分できます。また開封前であれば、配送業者に「受け取り拒否」を依頼できる場合もあります。
 ②は県内で発生した詐欺事件です。すぐに銀行員と称する別の男から電話があり、暗証番号を聞かれた上で、「口座が新しくなる。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためキャッシュカードを取りに行かせる」と言われ、

渡した後に現金が引き出されました。
 公的機関や実在する企業のなりすまし電話には十分警戒し、現金引き出しに直結する情報は、知らせないよう注意してください。
 ③は契約時のキャンセル規定を確認する必要があります。自己都合が前提の規定で、解約の事情が不可抗力と考えられる場合、規定の対象外と主張する余地があります。また不可抗力でない場合でも、根拠不明の高額なキャンセル料には詳細な説明を求めることができます。実施日を変更してキャンセル料負担はなしとする交渉もあり、業者と十分な話し合いが必要です。

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期は令和5年7月19日まで

農地利用最適化推進委員一覧		
名前	担当地域	電話番号
池田源實	上下町小塚、上下町有福	62-2825
田原忠一	上下町小堀、上下町二森、上下町階見	62-2445
横山寿人	上下町上下	62-2652
岡崎正昭	上下町深江、上下町国留	62-3750
濱保敬志	上下町矢野、上下町矢多田、上下町松崎	62-2550
向田定男	上下町井永、上下町佐倉、上下町岡屋、上下町水永	62-3862
槇本桂志	斗升町、行隣町	68-2925
吉岡和則	木野山町、阿字町	68-2537
高山明久	久佐町、河佐町、諸毛町、小国町	49-0133
加納 巧	河面町、河南町、三郎丸町、篠根町、僧殿町	41-5238
粟根耕作	父石町、目崎町、上山町、荒谷町、出口町、府中町、本山町、府川町、鶴飼町、高木町、中須町、広谷町、元町、桜が丘一丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目	41-4644
井手口昭博	栗柄町・用土町・土生町	45-2743

農業委員一覧	
名前	電話番号
秋山 剛	62-2594
岡本 隆	62-2076
小川康成	62-2981
木戸安江	62-3687
久保時治	62-3727
小寺 旭	45-7715
小森山仁司	41-7786
末宗龍司	62-3812
竹内茂樹	49-0819
野津田はるみ	62-3777
瀬尾 毅	084-922-8321

問い合わせ先 府中市農業委員会
 事務局(☎43-7215)、上
 支所建設係(☎62-2124)

任期満了により、新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が選任

農地売買などは、事前にご相談ください

また、無許可や無届けで行う農地売買などは違法のため、処罰の対象になる場合があります。事前に農業委員または担当地区の推進委員に相談していただくか、問い合わせ先に連絡してください。